
第 1 編 総 則

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

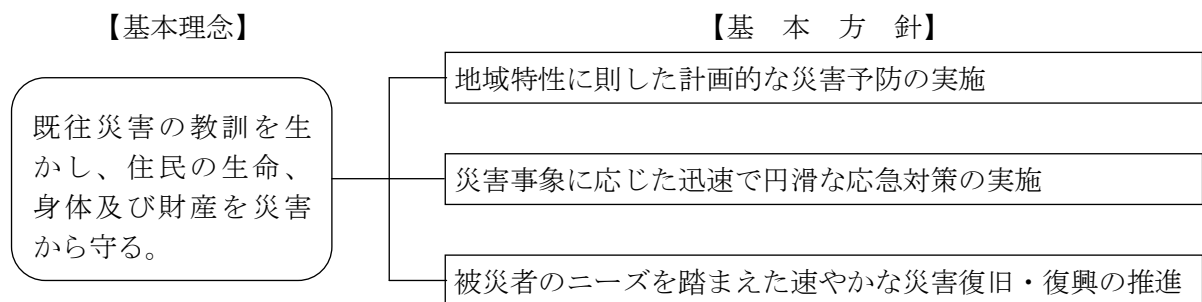
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、和泊町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の理念

和泊町の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、住民の生命、身体及び財産を災害から守る」という防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。



本計画では、これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

和泊町は、台風、豪雨、地震、津波など過去に様々な災害を経験している。

また、奄美群島南西部の島しょ部に位置するなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備などの施策を第一に推進し、併せて、災害発生時の応急対策に備えるための施策と、住民の防災活

動を促進するための施策を推進するものとする。

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意思決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業の処理や、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般災害対策編、第3編を地震・津波災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、末尾に資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災指針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第5 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第6 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

また、「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について、町は、住民、事業者、自主防災組織、県、防災関係機関等と連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第2節 防災上重要な機関の業務の大綱

本節は、和泊町並びに鹿児島県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 和泊町

町は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱	
	(1) 和泊町防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 防災思想の普及啓発に関すること。 (4) 要配慮者等の安全確保対策に関すること。 (5) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (6) 災害の防御と拡大防止の対策に関すること。 (7) 被災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (8) 被災した町管理施設の応急対策に関すること。 (9) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 (10) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (11) 被災者に対する融資等被災者振興の対策に関すること。 (12) 被災施設の復旧に関すること。 (13) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。 (14) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。

第2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
沖永良部与論地区広域事務組合消防本部 (和泊町消防団)	(1) 防災に係る施設設備の調査に関すること。 (2) 災害に係る情報の収集、伝達に関すること。 (3) 被災者の救難、救助に関すること。 (4) 避難、誘導活動に関すること。 (5) 火災及び救急に係る業務に関すること。

第3 鹿児島県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 被災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (8) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」、等広域応援協力に関すること。
沖永良部警察署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通、通信等に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達の連絡調整に関すること。
沖永良部空港管理事務所	空港及び周辺における事故その他空港における事故に関する消火及び救助に関すること。

第4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局 (鹿児島地域センター奄美支所)	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台) 名瀬測候所	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う災害対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

	(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
奄美海上保安部	(1) 海上防災指導の実施に関すること。 (2) 海難救助等に関すること。 (3) 排出油等の防除に関すること。 (4) 海上交通安全の確保に関すること。 (5) 治安の維持に関すること。 (6) 緊急輸送に関すること。 (7) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (8) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (9) その他防災に関し海上保安部の所掌すべきこと。

第5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
航空自衛隊第55警戒隊	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)九州支社(和泊町内各郵便局)	(1) 災害時における郵政業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
西日本電信電話株式会社(鹿児島支店)	災害時における電気通信サービスの確保に関すること。

日本赤十字社（鹿児島県支部）	(1) 災害時における医療、助産及び遺体処理等被災地での医療救護に関すること。 (2) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (3) 災害時の血液製剤の供給に関すること (4) 義援金の受付に関すること。 (5) 防災ボランティア等による災害時の活動及び外国人の安否調査に関すること。
日本放送協会及び放送関係機関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
九州電力株式会社沖永良部配電事業所	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
自動車運送機関（日本通運株式会社、公益社団法人鹿児島県バス協会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等）	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
ガス供給機関（永良部ガス事業協同組合）	(1) ガス供給施設の耐災整備に関すること。 (2) 被災地に対する燃料供給の確保に関すること。 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。
沖永良部医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
大島郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
あまみ農業協同組合（和泊事業本部）	(1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関すること。 (2) 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
沖永良部島漁業協同組合	(1) 漁船遭難防止の対策に関すること。 (2) 被災漁家に対する資金の融資あっせんに関すること。

和 泊 町 商 工 会	(1) 被災者に対する衣料、食品の融資あっせんに関する事。事。 (2) 被災会員等に対する資金の融資あっせんに関する事。事。
沖永良部土地改良区	(1) 農業用かん水防除施設等の整備及び防災管理に関する事。事。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事。事。
和泊町社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアセンターに関する事。事。 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事。事。 (3) 救援ボランティアに関する事。事。
病 院 等 管 理 者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関する事。事。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関する事。事。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関する事。事。 (4) 災害時における医療、助産等の救助に関する事。事。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事。事。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関する事。事。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関する事。事。
金 融 機 関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関する事。事。
水 道 事 業 者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関する事。事。 (2) 災害時における水の確保に関する事。事。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。事。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事。事。

第3節 住民及び事業所の基本的責務

本節では、住民及び事業所の基本的責務を示す。住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県、町及び関係機関が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 住 民

基 本 的 責 務
「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民・自主防災組織が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。 住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に災害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。 また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、町と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 事業所

基 本 的 責 務
事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、町及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4節 和泊町の地勢と災害の特性

本節では、和泊町のもつ地域としての災害特性や防災上の特性を把握するため、「自然的条件」、「社会的条件」の二つの角度からそのあらましを示すものとする。

第1 自然的条件

1 位置と地勢

沖永良部島は、鹿児島市の南南西約546km、那覇市の北方約180kmの洋上に位置する周囲55.80km、面積93.65km²の島であり、南方には太平洋を隔てて与論島や沖縄本島が望まれ、北は東シナ海に面している。古来より南西諸島の一部として、歴史的、文化的に沖縄とのつながりも深い。

和泊町は、この島の東北部にあり北緯27度23分、東経128度39分に位置し、総面積40.39km²で南西部は知名町と接している。町面積の58.7%を畑が占めている。

島全体が隆起珊瑚礁で覆われた平坦な地形で、中央に古成層からなる越山（標高188.6m）があり、海岸は珊瑚礁が発達して美しく、南国情緒豊かな島である。

2 気象

本町は、四方を海に囲まれ黒潮の影響を受けるため、年間を通じて温暖である。

年平均気温は22℃、年間雨量は1,800mmに達するが、暖候期には干ばつが多い。

また、台風常襲地帯であり、年に数回の台風に見舞われ、家屋及び農作物に多大な損害を被ってきた。

特に昭和52年9月9日に本島を直撃した超大型台風第9号（沖永良部台風）は、中心気圧907.3hpa（日本観測史上最低）、最大風速39.4m/s、最大瞬間風速60.4m/s（風速計破損のため、これ以上は観測できなかった。）を観測した。被害状況については、負傷者は重傷7人と軽傷93人、住家は全壊572戸と半壊668戸、非住家は全壊241戸と半壊は174戸にのぼり、これは町全住宅の80%以上に及ぶ未曾有の被害であった。これにより町には災害救助法が適用された。

この台風は80年ぶりともいわれ、観測史上最大級の台風であった。町では、沖永良部台風の悲惨な被害を再度繰り返すことのないようにあらゆる機会を通じてその教訓を想起し、後世に伝承するよう努めるべく、毎年9月9日を「和泊町防災の日」と定めている。

沖永良部特別地域気象観測所 平年値（年・月ごとの値）（統計期間：1981～2010年）

要素 月	降水量 (mm)	気温 (℃)			風速 (m/s)	日照時間 (h)
	合計	平均	日最高	日最低	平均	合計
1月	105.9	16.2	18.6	13.9	6.7	85.1
2月	111.3	16.3	18.7	14.1	5.9	82.7
3月	156.4	18.0	20.6	15.7	5.7	108.6
4月	183.2	20.4	22.9	18.1	5.6	135.0
5月	182.7	23.0	25.6	20.8	5.0	158.2
6月	275.1	25.7	28.3	23.7	5.1	170.6
7月	118.3	28.4	31.3	26.3	4.5	277.0
8月	179.3	28.4	31.1	26.3	5.7	250.3
9月	150.2	27.4	30.0	25.3	5.6	214.1
10月	158.5	24.8	27.3	22.9	5.7	173.3
11月	120.1	21.7	23.9	19.6	6.2	119.2
12月	95.2	18.1	20.4	15.9	5.8	101.1
年	1836.0	22.4	24.9	20.2	5.6	1880.5

沖永良部特別地域気象観測所 2018年（月ごとの値）

月	降水量 (mm)			気温 (℃)			風向・風速 (m/s)			日照 時間 (h)
	合計	最大		平均	最高	最低	平均 風速	最大 風速	最大瞬 間風速	
		日	1 時間							
1	99.5	27.5	18.5	16.2	18.2	14.4	6.8	15.2	22.1	75.5
2	69.0	19.5	10.0	16.0	18.7	13.3	6.9	16.0	21.6	93.6
3	71.0	28.0	24.0)	19.2	21.6	17.0	5.8	13.7	19.5	191.6
4	162.0	57.5	14.0	20.9	23.6	18.9	5.1	14.9	20.6	173.1
5	109.0	47.5	46.5	24.4	27.2	22.4	4.7	11.6	15.4	198.9
6	457.5	138.0	34.0	26.3	28.7	24.6	5.3	22.4	28.8	169.0
7	257.5	165.0	39.0	27.8	30.1	26.1	6.1	19.2	27.8	271.0
8	128.0	37.5	12.0	28.3)	30.5)	26.4)	5.9	20.1	27.3	267.2

9	308.0	164.0	39.5	28.0	30.2	25.9	5.5	34.1	44.8	201.9
10	179.0	116.0	31.5	23.6	26.0	21.6	6.2	20.4	27.8	163.7
11	104.5	24.0	19.0	22.2	24.7	20.2	6.0	15.0	18.0	139.8
12	102.0	37.5	13.5	19.4	21.5	17.4	6.7	14.3	19.5	74.1

)は準正常値

(1) 台 風

本町における気象災害のうち、特に大きな災害を受けるのは、台風災害であり、家屋の損壊、道路決壊、農地の流失等台風の襲来の際に甚大な被害を受けている。これは本町が太平洋と東シナ海に面している上、平坦な地形のため、台風の度に暴風雨及び高潮による塩風が農作物に与える被害を一層大きくしており、例年台風により莫大な被害を受けているのが本町の災害の特性といえる。

台風来襲回数

年 月		2 0 0 9 年	2 0 0 1 0 年	2 0 0 1 1 年	2 0 0 1 2 年	2 0 0 1 3 年	2 0 0 1 4 年	2 0 0 1 5 年	2 0 0 1 6 年	2 0 0 1 7 年	2 0 0 1 8 年	計
沖縄・奄美への台風接近数(※)	1											0
	2											0
	3											0
	4											0
	5			2				1				3
	6			1	3	1	2				2	9
	7			1	2	1	3	2	1	3	4	17
	8	1	3	1	5	2	2	2	1	1	4	22
	9		3	2	2	1	2	1	4	1	2	18
	10	2	1		1	4	2		1	2	1	14
	11										1	0
	12											0
	計	3	6	7	12	9	10	6	7	7	13	80
総発生個数		22	14	21	25	31	23	27	26	27	29	245

(※) 台風の中心が鹿児島県の奄美地方、沖縄県のいずれかの気象官署から300km以内に入った場合を「沖縄・奄美に接近した台風」としている。

(注) 接近は2か月以内にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

(注) 2018年の値は速報値であるため、後日変更になる場合がある。

(2) 大 雨

大雨の発現を季節や要因別に分けると4月～5月の低気圧によるもの、6月～7月の梅雨前線によるもの、8月～9月の台風によるものに分けられるが、特に水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなる。梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨の前期と末期とではかなり異なり、後半は雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多い。特に梅雨末期の豪雨は大きな水害を起こすことが多い。

また近年は、極めて狭い範囲に100mmを超える猛烈な雨が降る、いわゆる「ゲリラ豪雨」による被害が発生している。ゲリラ豪雨は突発的で局地的に発生するため、予測は難しいとされてきたが、気象庁では平成27年8月から高解像度降水ナウキャストによる情報サービスを携帯電話利用者向けに開始している。町が行政として防災気象情報を住民に迅速に伝達することも重要であるが、こうした新たな情報収集の方法を住民に防災知識として普及していくことも減災につながっていくものと思われる。

(3) 高 潮

台風災害のうちで大きな災害を起こすものの一つに高潮がある。県内においても多数の人命を奪い、莫大な損害を与えた台風のほとんどは、暴風、大雨に加えて異常な高潮を伴った台風である。天文潮による満潮と台風の襲来が重なると、海水面が上昇して高潮が発生する。これに風浪が重なって、海岸堤防を破壊し大災害が起きる。

この高潮を起こす原因は、

ア 台風の中心付近の気圧が外側の気圧より非常に低いため、中心付近の海水がふくれ上がる。

イ 強い風のため、海岸に海水が吹きよせられる。

ウ 台風の中心が近づいたときと満潮のときが重なると、潮の高さは一層高くなる。

以上のようなことから、台風が接近する時刻を予想するときは幅をもたせて予想し、満潮時と一致するときはもちろん、干潮時でも十分警戒しなくてはならない。

(4) 火 災

本町では、小規模な人家火災及び自然火災はしばしば発生しており、火災に対する予防は十分に図られなければならない。

町内の火災発生の状況をみると、冬から春先にかけて大きな火災が多発している。この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、季節風による強風が吹いており、空気が乾燥していることに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因しているようである。この時期における火災防止対策には十分注意する必要がある。

(5) 地震及び津波

本町は、比較的有感地震の発生の少ない地域であるが、奄美群島太平洋沖（南部／北部）で地震が発生した場合は、大きな被害を引き起こすことも十分に考えられている。また、地震による津波被害想定では、奄美群島太平洋沖（南部）の場合、27分以内に7mを超える津波が予想されている。

阪神・淡路大震災をもたらした「兵庫県南部地震」をはじめとして、近年、日本列島近海

ではマグニチュード7を超える規模の大きい地震が相次いで発生し、強震動による建造物の崩壊や津波により、多くの人命や財産が失われている。

さらに、平成23年3月11日の東日本大震災では東北地方がマグニチュード9という想定外の地震と津波に襲われ、未曾有の被害に見舞われた。これにより国及び各都道府県においても防災対策の見直しが行われている。本町においても地震による津波対策も含め、平常時から災害に備える体制を整えておく必要がある。

第2 社会的条件

1 人 口

町の総人口は6,629人（平成31年1月1日現在の住民基本台帳）で、昭和60年以降減少傾向が続いている。離島という本町の立地条件もあって、人口構成は若年層の流出、出生率の低下などにより高齢化が進み、総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合は34.8%と増加している。高齢化が進むことによる要配慮者、特に避難行動要支援者の増加は、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

さらに、災害発生時における観光客への避難時の対応についても十分な体制を整えておく必要がある。

2 産 業

平成27年の国勢調査によると、第一次産業就業者数が1,200人（32.9%）、第二次産業就業者数が438人（12.0%）、第三次産業就業者数が2,005人（55.0%）となっている。

本町は農業を基幹産業とし、さとうきび・野菜・花き・肉用牛を組み合わせた複合経営を基本に経営の安定を図っている。特に「えらぶゆり」に代表される花き栽培が有名である。また、バレイショ「春のささやき」は、鹿児島県のブランド産地指定と農林水産認証制度の認証を取得している。しかし、高齢化が進んでいるため、今後は認定農業者等の担い手の確保・育成を推進するとともに、ゆとりある農業経営を支援していく必要がある。

こうした生活水準の向上及び若者の就職機会の拡大につながるよう地場産業の振興を図ることが町の活性化につながり、ひいては防災に強いまちづくりの形成にもつながると思われる。

3 交 通

道路網の整備は住民生活の向上及び産業・経済の発展のみならず、防災上も極めて重要であり、主要道路等の整備を計画的に進めていく必要がある。現在町では、安全で利便性に富んだ道路整備の推進のため、通学路を中心に歩道設置や現道拡幅工事による道路整備と、劣化した舗装道路の補修を推進している。

離島において港湾の役割は極めて重要である。定期旅客船の拠点港となっている最寄りの和泊港・伊延港等については防災対策上その整備が必要である。特に和泊港については、県に対して、港内の静穏度を確保するための沖防波堤など必要な港湾施設の整備を要請しているところである。

また、第3種空港として整備された沖永良部空港は、現在十分に機能しているとはいえないため、現路線の増便や新たな路線確保が望まれる。

第3 災害記録

本町は、その位置と地形のために台風や季節風による被害が大きい。過去の災害発生状況は、資料11－2のとおりである。

第5節 災害の想定

本計画の策定にあたって、本町の地形・地質・気象等の自然条件、人口・産業・交通網等の社会的条件、さらには過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

第1 風水害の被害予測

鹿児島県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置付ける。

鹿児島県において、既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年（1993年）8月5日～7日にかけての大雨（いわゆる鹿児島豪雨）及び平成22年（2010年）10月18日～21日にかけての大雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成5年（1993年）9月1日～3日にかけての台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置付ける。

想定される被害の総括表

災害名 (年月日) 想定項目		鹿児島豪雨 (平成5年8月6日)	奄美豪雨 (平成22年10月20日)	台風第13号 (平成5年9月3日)
気 象 概 況		・時間最大雨量 56mm（鹿児島）6日19時 65mm（入来峠）6日18時 ・日最大雨量 259mm（鹿児島）6日 369mm（川内）6日 ・総降水量の最大値 392mm（川内）5～7日	・時間最大雨量 78.5mm（名瀬）20日16時 89.5mm（古仁屋）20日13時 ・日最大雨量 622mm（名瀬）20日 286.5mm（古仁屋）20日 ・総降水量の最大値 766.5mm（名瀬）18～21日	・最大瞬間風速・風向 59.1m／秒（種子島）・南 3日15：45 ・最大風速・風向 33.7m／秒（沖永良部島）・南 3日02：40 ・総降水量の最大値 373mm（高峠）2～3日
人的被害	死者数	48名	3名	33名
	行方不明	1名	—	—
	重傷	12名	1名	15名
	軽傷	52名	1名	160名
建物被害	全壊	298戸	10戸	226戸
	半壊	193戸	443戸	706戸
	一部破損	588戸	12戸	31,899戸
	床上浸水	9,378戸	116戸	1,381戸
	床下浸水	2,754戸	851戸	3,903戸

（被害は全県の数値である。）

第2 地震・津波の被害予測

鹿児島県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、25年度は被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

1 想定地震

想定地震等の概要及び位置を以下に示す。

想定地震等の概要

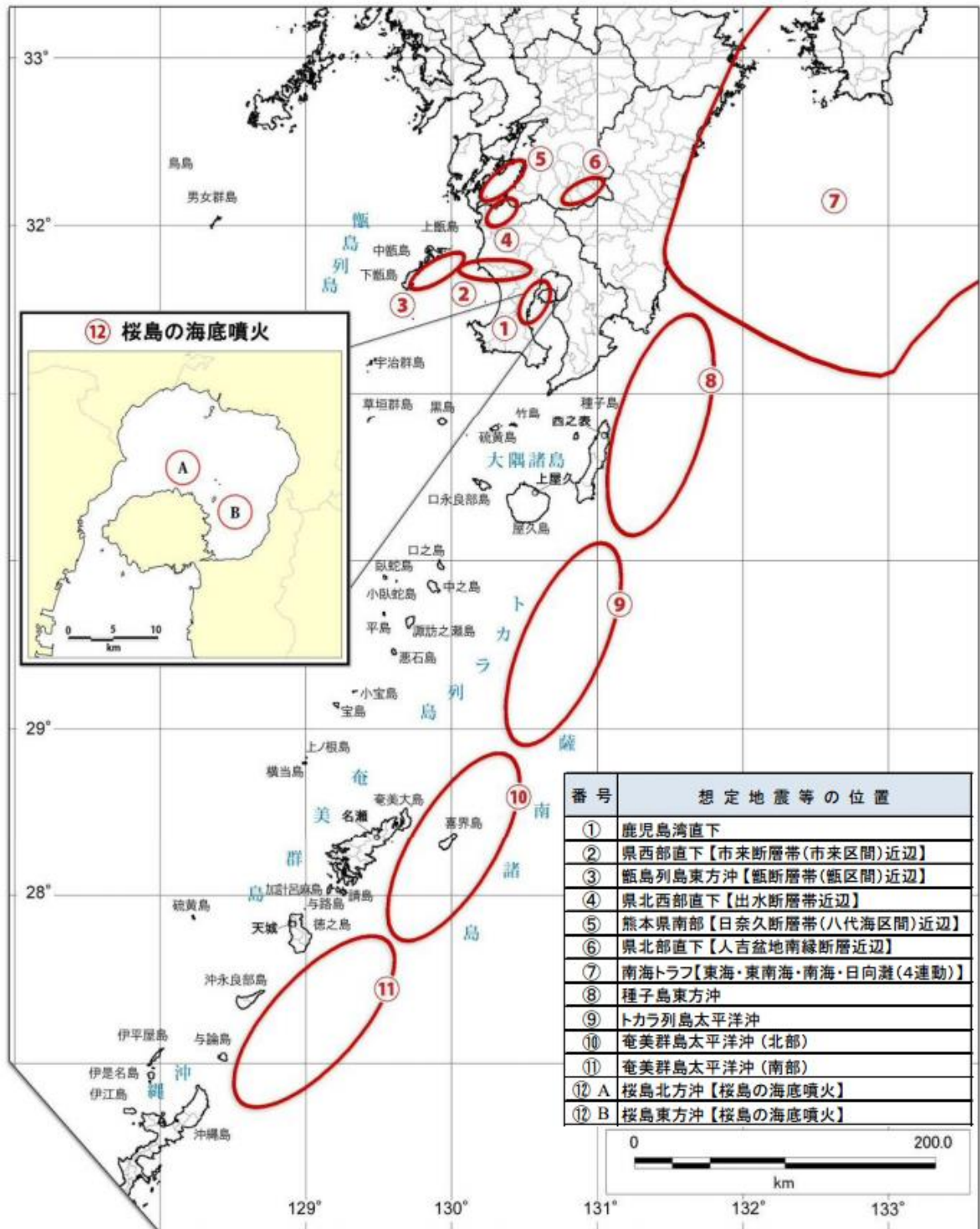
番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M_J)	モーメント マグニチュード (M_w)	震源断層 上端の深度 (km)	津波 (11津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甕島列島東方沖 【甕断層帯（甕区間）近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	—	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

〔注〕気象庁マグニチュード (M_J) とモーメントマグニチュード (M_w) について

断層による内陸の地震（番号①～⑥）は、断層の長さ（推定）から、気象庁マグニチュード (M_J) を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。

プレート境界の海溝型の地震（番号⑦～⑪）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（ M_f ）を求めている。

想定地震等の位置



2 想定地震等の考え方

地震等の大きさは、鹿児島県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に想定することとし、鹿児島県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下の考え方に基づき検討を行ったものである。

- (1) 地域における過去最大級の地震と同レベル以上の地震（基本はマグニチュード7又はマグニチュード8クラス）
- (2) 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）
- (3) 鹿児島県への影響及び地震等発生の可能性を考慮（鹿児島県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）
- (4) 国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、再検討可能な想定
- (5) 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

3 想定結果

- (1) 本町における想定地震ごとの最大震度及び最大津波の想定結果は、以下のとおりである。

ア 最大震度

想 定 地 震	最 大 震 度
①鹿児島湾直下	—
②県西部直下	—
③甑島列島東方沖	—
④県北西部直下	—
⑤熊本県南部	—
⑥県北部直下	—
⑦南海トラフ（基本ケース）	1
⑦南海トラフ（東側ケース）	1
⑦南海トラフ（西側ケース）	1
⑦南海トラフ（陸側ケース）	2
⑧種子島東方沖	2
⑨トカラ列島太平洋沖	3
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	4
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	5 強

イ 最大津波〔津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮〕

想定津波	波源ごとの最大津波	
	到達時間（分）	津波高（m）
①鹿児島湾直下	—	—
②県西部直下	—	—
③甑島列島東方沖	193	1.32
⑤熊本県南部	—	—
⑦南海トラフ（CASE 5）	198	3.88
⑦南海トラフ（CASE11）	138	4.03
⑧種子島東方沖	261	1.61
⑨トカラ列島太平洋沖	111	2.22
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	29	3.44
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	27	7.04

- (2) 本町に最も大きな影響を及ぼす想定地震は「⑪奄美群島太平洋沖（南部）」である。この地震における本町の被害想定結果（最大被災ケース：冬18時の場合）は、次に示すとおりである。

ア 人的被害

（単位：人 —：わずか）

	建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀等の倒壊によるもの
死者数	0	—	60	—	—
負傷者数	—	—	20	—	—
重傷者数	—	—	10	—	—
	被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後
避難者数	360		180		340
（うち避難所）	240		160		100
避難所外	120		20		240
津波被害に伴う要救助者			津波被害に伴う要捜索者		
20			80		
外出者数（就業者・通学者）			帰宅困難者数		
2, 500			100		

イ 建物等被害

(単位：棟、件 ー：わずか)

	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災
全壊・焼失棟数	0	0	ー	30	0
半壊棟数	0	10	ー	60	
ブロック塀等倒壊件数	ブロック塀 20		石塀 20		コンクリート塀 ー

第3 地震等防災・減災対策の目標

1 基本的な考え方

いっどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、様々な対策を組み合わせることで災害に備える必要がある。

県では東日本大震災の教訓や県地域防災計画検討有識者会議の意見、県地震等災害被害予測調査結果等を踏まえ、今後取り組むべき地震等防災・減災対策の方向性を取りまとめた。町も県と連携して防災対策に取り組むものとする。

2 減災目標

- (1) 地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を、今後10年で50%以上減少させる。
- (2) 津波による死者数をゼロにする。

3 取り組みの方向性

- (1) 「命を守る」（人的被害の抑止）、「くらしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- (2) 多くの死者が発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- (3) 巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせる。
- (4) 海岸線が長く、多くの火山や島々を有するなどの本県の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- (5) 県、市町村、関係機関、県民等が一体となって取り組む。